

様式第3 (第3条関係)

課長	係長	係員	起案	年	月	日	受付印
			決裁	年	月	日	
			施行	年	月	日	

年 月 日

仙台市 () 指令第 号

<p>道路工事承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 仙台市 区長</p> <p style="text-align: right;">住所 氏名 電話</p> <p>次のとおり道路法第24条の承認を申請します。</p>		
工事の設計	工事の目的	
	工事の内容	
	工事の規模	
	その他	
工事の実施計画	工事の場所	仙台市 区 地先
	工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで
	工事の施工業者	
	その他	
承認の条件	1 道路工事承認書裏面記載のとおり	
注意事項	視覚障害者誘導用ブロック 有り 無し	

※太わく以外は記入しないでください。

連絡先	電話番号	
	担当者名	

道 路 工 事 承 認 書

仙台市（ ）指令第 号

住所

氏名 様

年 月 日付けで申請のあったこのことについては、次のとおり承認します。

年 月 日

仙台市 区長 印

工 事 の 設 計	工 事 の 目 的	
	工 事 の 内 容	
	工 事 の 規 模	
	そ の 他	
工 事 の 実 施 計 画	工 事 の 場 所	仙台市 区 地先
	工 事 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	工 事 の 施 工 業 者	
	そ の 他	
承 認 の 条 件		裏面記載のとおり
注 意 事 項		

※太わく以外は記入しないでください。

承認条件

- 1 工事により道路の境界標(杭、鋌等)及び基準点(1級、2級及び3級基準点をいう。以下同じ。)に損傷を与えないよう、着工前にその位置を確認し、保全に十分注意すること。
- 2 工事により道路の境界標及び基準点に損傷を与えた場合又は一時的に撤去しなければならない場合は、占用者の負担において境界標は原形に復旧すること。また、基準点にあつては「道路台帳基準点移設要領」により移設すること。
- 3 車両の乗り入れ等のため、歩道に切り下げ部分を設ける場合は、歩道の地下に管路等を所有する事業者と必要に応じ防護措置について協議すること。
- 4 工事は、道路の占用に関する工事の例により行うこと。
- 5 工事に着手又は工事が完了したときは、速やかに道路承認工事着手届又は道路承認工事完了届を区長に提出し、検査を受けること。
- 6 検査の結果、承認条件に適合しないため合格と認められない場合は、区長の指示により手直し工事を行い、工事完了後再検査を受けること。
- 7 工事により、道路区域内に設けられた施設又は工作物及び付属物については、以下のとおりとする。
 - ①工事完了検査後に道路管理者に帰属すること。
 - ②道路管理者に帰属することが不可能な場合は、別紙「無償使用承諾書」により、道路が存続する限り無償で使用させること。
- 8 他の法令の規定による行政庁の許可又は認可その他の処分を受けることを必要とする場合は、これらの処分を受けることができなかつたとき又は処分が取り消され若しくは効力を失つたとき、本承認書も失効するものとする。
- 9 その他

注意事項等

- 1 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに区長に届け出ること。
 - (1)住所又は氏名(法人その他の団体にあつては、所在地又は名称)を変更したとき。
 - (2)代表者を変更したとき。
 - (3)解散しようとするとき。
- 2 工事に着手しようとするときは、速やかに、区長に道路承認工事着手届及び道路承認工事工程表を提出すること。
- 3 工事を施行しようとするときは、当該施行場所に現場責任者を置かなければならない。
- 4 工事現場責任者を置いたときは、速やかに、区長に届け出ること。
- 5 工事に起因して道路の損傷又は事故が発生したときは、必要な応急措置を講じた上、速やかに、区長に届け出ること。
- 6 工事が完了したときは、速やかに、道路承認工事完了届を提出するとともに、区長の検査を受けること。
- 7 工事に起因して本市又は第三者に損害を与えたときは、自らの責任において損害を賠償しなければならない。
- 8 検査の結果、承認条件に適合しないため合格と認められない場合は、区長の指示により手直し工事を行い、工事完了後、再度区長の検査を受けること。
- 9 道路法、仙台市道路管理に関する条例、その他関係法令を遵守すること。

(不服申し立て及び処分取り消しの訴えの教示)

- ① 本処分に不服がある場合は、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に仙台市長に対して審査請求をすることができます。ただし、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることはできなくなります。

また、上記の審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、仙台市を被告として(訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。)、取消しの訴えを提起することができます。ただし、当該裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、提起することができなくなります。
- ② 本処分については、本処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、仙台市を被告として(訴訟において仙台市を代表する者は仙台市長となります。)、取消しの訴えを提起することができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、正当な理由がある場合を除き、提起することができなくなります。

別 紙

無 償 使 用 承 諾 書

年 月 日

(あて先) 仙台市 区長

住 所
氏 名 (※)
電 話

道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を得て道路に関する工事を行った下記の施設又は工作物及び附属物を，道路が存続する限り無償で使用することを承諾いたします。

なお，所有権の移転に伴う変更があった場合は，速やかに通知するとともに，無償使用承諾について継承することを誓約いたします。

記

所 在 地	
路線名又は施設名	
施設又は工作物及び 附属物の内容等	
添付書類 (1) 位置図，平面図及び断面図等 (2) その他	

(※)法人の場合は、記名押印してください。
法人以外でも、本人(代表者)が自署しない場合は、記名押印してください。